

分権時代に対応した地方税財源の充実をどのように考えていますか。

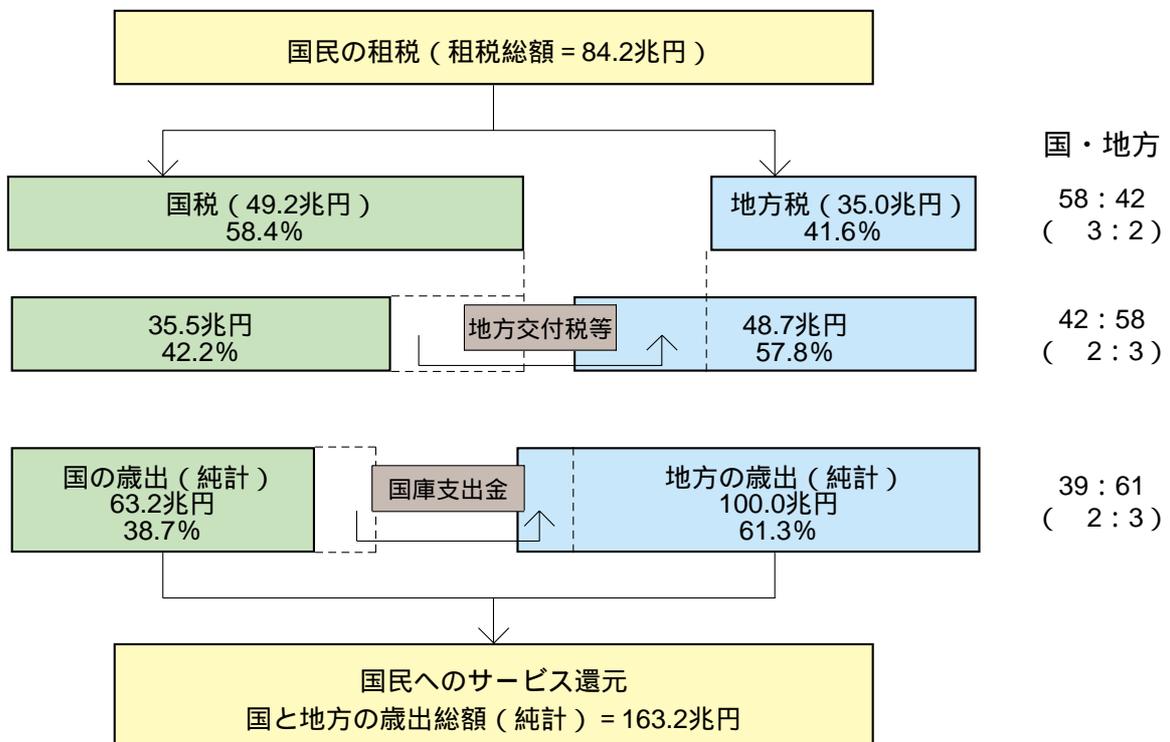
### 地方税財源充実のための外形標準課税導入の必要性

地方分権一括法が施行され、地方分権が実行段階を迎えておりますが、少子高齢化の進展に伴う福祉施策や環境施策の充実など、今後、財政需要の増加が見込まれる中で、自己決定・自己責任の原則により地方分権を推進していくためには、地方税財源の充実が大きな課題です。

また、国と地方を合わせた歳出のうち約6割を地方が担っているにもかかわらず、税込全体に占める地方税の割合は約4割しかないという問題があります。この乖離をできるだけ縮小するという観点からも、地方税の充実を図ることは、真の地方分権につながるものと言えます。

そのためには、これからも、国から地方への税源移譲を働きかけていくとともに、安定的な税収を確保する観点からは、県税の大宗を占める法人事業税に、景気に左右されない外形標準課税を全国一律に導入することが必要と考えています。

### 国・地方間の財源配分（平成11年度）

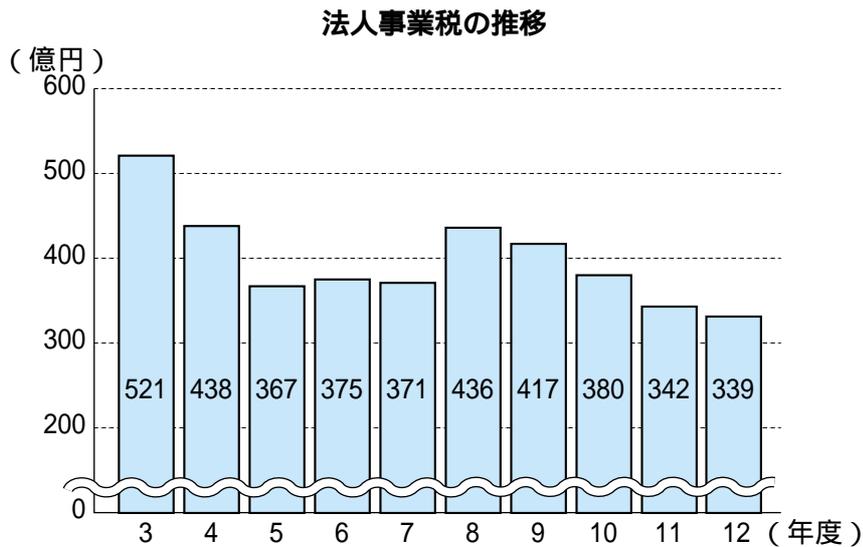


現在の法人事業税には以下の問題があります。

第一点目は、課税の基準が企業の所得であることから、景気の変動を大きく受けやすく、税収が安定的なものとはなっていないことです。本県の法人事業税は、ピークであった平成3年度の約521億円に対して、平成12年度見込みは約339億円と約182億円の減収となっています。しかし、このように税収が急激に減少しても、直ちに歳出予算を削減し、事業を縮小することは困難です。

第二点目は、法人事業税は、本来、黒字の企業も赤字の企業も、企業が受ける行政サービスに対して必要な経費を負担していただくことを課税の根拠としていますが、赤字企業に対しては課税されず、本県の場合、全体の6割以上の企業が法人事業税を納めていないというのが実態です。

外形標準課税の導入にあたっては、昨年、自治省（現総務省）から具体案が示されたところですが、今後、課税の仕組み等についてさらに検討を進め、全国一律に外形標準課税が早期に導入されるよう努めていきたいと考えています。



(注) 平成12年度は、決算見込額です。

## ひとくちメモ

### 外形標準課税

現行の法人事業税は、企業の所得を課税の基準としていますが、外形標準課税は、企業の所得ではなく、企業の事業活動の大きさを表すものを課税の基準にしようとするものです。